

## 入学案内

### 1. 専攻、講座及び取得学位

専攻	コース	取得学位
災害・被ばく医療科学共同専攻	医科学コース	修士（医科学）
	保健看護学コース	修士（看護学）

### 2. 教育方法

医科学コースでは、原則、授業を英語で開講する。ただし、福島県立医科大学の医科学コース向けに開講する日本語の授業を受講することができる。

福島県立医科大学で開設する授業科目は、TV会議システムによる遠隔授業により受講する。

### 3. 修了要件

本修士課程に2年以上在学して、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、査読制度のある学術雑誌などに採用された論文、学会発表及びこれに準ずる業績などがあり、その水準が修士論文の水準を越えると研究科教授会で判断される場合には、その結果をもって修士論文の審査に代えることができる。

また、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

### 4. 履修方法

① 基礎科目：14単位以上

必修科目7単位、選択必修科目から7単位以上を履修する。

② 専門科目：10単位以上

必修科目2単位、選択必修科目から4単位、選択科目から4単位以上を履修する。

③ 専門実習：4単位以上

④ 課題研究：6単位

⑤ 自由科目

非医療系履修者（人文学系（経済学、心理学等）・教育学系・理工学系の学士課程卒業者、修士課程修了者等）は、1年次前期に自由科目として医科学についての基礎・臨床分野の知識を概説する「医学概論（2単位）」を履修し、医科学に関する基礎的な知識を身に着けるものとする。

⑥ 修了要件単位34単位以上のうち、福島県立医科大学で開講される単位を10単位以上修得するものとする。

### ※ 放射線看護専門看護師養成プログラム

医歯薬学総合研究科には、放射線看護専門看護師養成プログラム（高度実践看護師教育課程）を設置している。プログラムを履修するには、看護師の資格を有すること。なお、プログラムの履修方法は、別に定める。

## 5. 大学院設置基準第14条（教育方法の特例適用）

本研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことが認められている。

この特例による学生は、指導教員と協議の上、正規の授業時間帯の他、夜間やその他の特定の時間又は時期に授業及び研究指導を受けることができる。

その時間帯は、原則として平日は、VI校時(18:00～19:30)及びVII校時(19:40～21:10)までの間とする。ただし、土曜日、日曜日又は集中講義で実施することができる。

授業時間帯

校 時	授業時間	備 考
I	8:50～10:20	通常の授業時間帯
II	10:30～12:00	
III	12:50～14:20	
IV	14:30～16:00	
V	16:10～17:40	
VI	18:00～19:30	特例による授業時間帯
VII	19:40～21:10	